

連絡協議会声明発出後の状況と今後の見通し

決算・監査の現場

(在宅勤務環境)

● 整っている企業

- ✓ リモートアクセス、書類の電子化等のデジタルインフラが整っている企業では、在宅による効率性の低下はあるものの若干の遅れ程度
- ✓ 監査人も原則在宅勤務、必要最低限の往査でリモートでできないことのみを補完ただし在宅による効率性の低下がみられる（2割～3割程度時間が多くかかる印象）

● 整っていない企業

- ✓ 決算関係部署従業員を相当数出社させて、決算作業を進めているケースがみられる
- ✓ 監査人は在宅勤務が基本だが、対応できないことから往査が必要となる

(決算手続・監査への影響)

- ✓ 決算発表延期の開示が多くなっており、多くの企業で決算作業や監査作業の遅れに対応
- ✓ 海外の重要拠点の状況は、依然として不確実性が高い
- ✓ 見積り項目を中心に、通常と異なる決算や監査対応が必要情報開示の充実への対応も、企業側、監査人側双方に求められる

企業と監査人の協議

- ✓ 連絡協議会声明発出後に本格化
- ✓ 決算発表、監査報告書日付を延期する企業が徐々に出ている（ただし、株主総会日程を動かさない範囲）
- ✓ 株主総会の延期を決めた/検討する会社は極めて少ない
- ✓ 一方で大企業で株主総会延期を決めた事例も
- ✓ 同業他社の動向などを気にしている様子が伺える

今後の見通し

- 4月から5月は例年でも最繁忙期であり、ゴールデンウィーク期間を含め5月中旬まで変形労働制度により9～10時間が定時従事時間。今回の作業遅延の影響にさらなる対応が必要となる
- 非上場の会社法、任意監査、非営利分野法定監査などを大幅に後ろ倒ししないと、上場企業の監査を完了できなくなる懸念
- 各社とも5月6日に緊急事態措置が解除されることを期待している。一方で、相当数の企業で株主総会期日に影響する作業の遅れが出る可能性が否定できないため、企業には、現実的な解決策としての総会期日延期を検討し、実行できる準備を整えていただく必要があると思料
- 無理な日程で強行した場合には、監査品質が低下する、すなわち、企業情報開示の信頼性が低下するおそれがある

これまでの取組

3月 18日	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その1）	実地棚卸の立会、残高確認、監査証拠の信頼性、グループ監査
4月 7日	会長声明「緊急事態宣言の発令に対する声明」	有報提出、定時株主総会の一律延期が必要
4月 10日	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その2）	会計上の見積り、継続企業の前提
4月 15日	会長声明「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」からの声明について	協議会からの声明の趣旨を踏まえた対応を要請
4月 15日	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その3）	有価証券報告書等の提出期限、会社法計算関係書類の監査
4月 22日	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その4）	操業、営業停止中の固定費等の会計処理、銀行等金融機関の自己査定及び償却・引当
4月 23日	本会会員における新型コロナウイルス感染者の発生について	政府等の要請に従い適切な行動をとることを改めて要請
(5/1頃予定)	新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その5）	限定意見、経営者確認書の留意事項